

「交通信号工事施工ハンドブック 平成31年版」補遺

No.	頁	補遺	掲載日
1	10	<p>「第1章 2.6.2 服装・保護具の点検」の内容を次のとおり変更及び追記 (変更) 「安全帯」を「墜落制止用器具」に変更 (以下全て同様) (追記) 柱上作業等 (ワークポジショニング作業を伴う場合) 従来の「胴綱安全帯」「U字つり用胴ベルト安全帯」は、ワークポジショニング器具となり、墜落制止用器具として認められない。 2m以上の柱上作業等において、ワークポジショニング器具を使用して作業する際には、墜落制止用器具の併用が必要。 詳細は、巻末の「墜落制止用器具ガイドライン (厚生労働省発行)」参照。</p>	R4.8.1
2	37	<p>「1. 1. 3 建柱 (1) 柱の種類」に次の内容を追加 コンクリート柱の規格は、JIS A 5373 : 2016により、 製品の呼び「長さ (m) - 末口径 (cm) - ひび割れ試験荷重 (kN)」 とされている。</p>	R4.8.1
3	102	<p>「1. 4. 1 信号制御の基本」に次の内容を追加 パラメータとは、ソフトウェアやシステムの挙動に影響を与える、外部から投入されるデータのことを指し、「信号制御パラメータ」は、「交通工学」では、交通流に影響を与えるサイクル、スプリット、オフセットの3つを指す。 しかし、信号制御機の仕様書においては、これら3つに加え、階梯監視時間 (各階梯が異常に短くなったり、長くなったりしないように監視するために設定する最短及び最長時間)、初期全赤時間 (信号制御機の電源を入れたときに全赤表示になる時間)、閃光周期 (信号灯器の黄又は赤表示が点滅する周期)、歩行者青点滅周期 (歩行者灯器の青表示が点滅する周期) も「信号制御パラメータ」に含めている。</p>	R4.8.1
4	128	<p>「3. 4 道路構造令」に第二条 (用語の定義) を追加 (用語の定義) 第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 歩道 専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。 二 自転車道 専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。 三 自転車歩行者道 専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。 四 車道 専ら車両の通行の用に供することを目的とする道路の部分 (自転車道を除く。) をいう。 五 車線 一縦列の自動車に安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分 (副道を除く。) をいう。 六 付加追越車線 専ら自動車の追越しの用に供するために、車線 (登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。) に付加して設けられる車線をいう。</p>	R4.8.1

4	<p>七 登坂車線 上り勾配の道路において速度の著しく低下する車両を他の車両から分離して通行させることを目的とする車線をいう。</p> <p>八 屈折車線 自動車を右折させ、又は左折させることを目的とする車線をいう。</p> <p>九 変速車線 自動車を加速させ、又は減速させることを目的とする車線をいう。</p> <p>十 中央帯 車線を往復の方向別に分離し、及び側方余裕を確保するために設けられる帯状の道路の部分をいう。</p> <p>十一 副道 盛土、切土等の構造上の理由により車両の沿道への出入りが妨げられる区間がある場合に当該出入りを確保するため、当該区間に並行して設けられる帯状の車道部分の部分をいう。</p> <p>十二 路肩 道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路部分の部分をいう。</p> <p>十三 側帯 車両の運転者の視線を誘導し、及び側方余裕を確保する機能を分担させるために、車道に接続して設けられる帯状の中央帯又は路肩部分の部分をいう。</p> <p>十四 停車帯 主として車両の停車の用に供するために設けられる帯状の車道部分の部分をいう。</p> <p>十五 自転車通行帯 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道部分の部分をいう。</p> <p>十六 軌道敷 専ら路面電車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十三号に規定する路面電車をいう。以下同じ。）の通行の用に供することを目的とする道路部分の部分をいう。</p> <p>十七 交通島 車両の安全かつ円滑な通行を確保し、又は横断する歩行者若しくは乗合自動車若しくは路面電車に乗降する者の安全を図るために、交差点、車道の分岐点、乗合自動車の停留所、路面電車の停留場等に設けられる島状の施設をいう。</p> <p>十八 植樹帯 専ら良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保を図ることを目的として、樹木を植栽するために縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる帯状の道路部分の部分をいう。</p> <p>十九 路上施設 道路の附属物（共同溝及び電線共同溝を除く。）で歩道、自転車道、自転車歩行者道、中央帯、路肩、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路に設けられるものをいう。</p> <p>二十 都市部 市街地を形成している地域又は市街地を形成する見込みの多い地域をいう。</p> <p>二十一 地方部 都市部以外の地域をいう。</p> <p>二十二 計画交通量 道路の設計の基礎とするために、当該道路の存する地域の発展の動向、将来の自動車交通の状況等を勘案して、国土交通省令で定めるところにより、当該道路の新設又は改築に関する計画を策定する者で国土交通省令で定めるものが定める自動車の日交通量をいう。</p> <p>二十三 設計速度 道路の設計の基礎とする自動車の速度をいう。</p> <p>二十四 視距 車線（車線を有しない道路にあっては、車道（自転車通行帯を除く。）。以下この号において同じ。）の中心線上一・二メートルの高さから当該車線の中心線上にある高さ十センチメートルの物の頂点を見通すことができる距離を当該車線の中心線に沿って測つた長さをいう。</p> <p>※「九 変速車線」について、高速道路においては、ランプから本線に合流する区間に設置するのが加速車線、本線からランプに分流する区間に設置するのが減速車線である。</p>	R4.8.1
---	---	--------

5	128	参考図に記載の高さを次のとおり変更 「4. 5 m」を「4. 5 m（重要物流道路にあっては4. 8 m）」に変更	R4.8.1
6	138	「4. 土木工事」の前に次の内容を追加 3. 1 2 安全運転管理者の業務 安全運転管理者は、運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認し、その内容を記録し、及びその記録を一年間保存しなければならない。（道路交通法施行規則第九条の十）	R4.8.1
7	138	「4. 土木工事」の前に次の内容を追加 3. 1 3 検定合格警備員の配置 警備業法第2条は、 1 事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等（以下「警備業務対象施設」という。）における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務 2 人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務 3 運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務 4 人の身体に対する危害の発生を、その周辺において警戒し、防止する業務 の4つの業務を定めているところであるが、警備業法第18条及び警備員等の検定等に関する規則第2条では、上記2に定められている交通誘導警備業務について、道路又は交通の状況により都道府県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める路線では交通誘導警備業務を実施する場所ごとに交通誘導警備業務1級又は2級の検定合格警備員を配置しなければならないことが定められてる。	R4.8.1
8	巻末	巻末に次の資料を追加 墜落制止用器具ガイドライン https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf	R4.8.1